

公立高校に出願しました！

先日、公立高校の合同願書受付がありました。本校の出願校は以下のようになっています。志望校もしっかり決まり、後は自分の選んだ学校に「合格したい！」という強い気持ちが大切になります。いよいよラストスパートです。体調を万全に整え、身も心も健康な状態で、最後まで一生懸命努力することを願っています。

<本校の公立高校出願校>

札幌東	札幌旭丘(数理データサイエンス)	札幌月寒	札幌琴似工業(電子機械)
札幌西	札幌旭丘(普通)	石狩南	札幌琴似工業(情報技術)
札幌南	札幌新川		札幌琴似工業(環境化学)
札幌北	札幌平岸(普通コース)	札幌大通(午後部)	札幌琴似工業(電気)
札幌手稻	札幌国際情報(普通)	札幌大通(夜間部)	札幌東商業(流通経済)
札幌稻雲	札幌国際情報(国際文化)		札幌東商業(国際経済)
札幌西陵	札幌国際情報(グローバルビジネス)		

★1月26日(月)「公立高校出願状況の発表」(Web10:00発表)

北海道教育委員会や札幌市教育委員会のホームページで、出願先の倍率を見て、不安になることはあるものです。しかし、これまで幾度も相談を重ねて決めた進路です。高校に入ってからの生活や、将来の目標など、色々なことを考えて出願しました。倍率だけで不安にならず、冷静に判断してほしいです。それでも家族と十分に相談した上で、どうしても出願変更という結論になった場合は、下記の要領をよく読んで手続きをお願いします。なお、学級担任へは、来校する日の朝までに生徒及び保護者の両方からの連絡をお願いいたします。

◆公立高校一般受検の出願変更◆ 宮の丘中学校の手続きは、1月27日(火)～1月30日(金)午前中

公立高校の一般受検の出願では、第1希望の学科を1回だけ変更することができます。出願変更を希望する場合は、まず学級担任に連絡してください(出願変更ができない場合もありますので、裏面を参照してください)。特別な場合(保護者の住所が変わり学区が変わった場合など)も手続きが必要です。

当初の出願先の高校への受付締切は2月2日(月)16:00となります。書類作成に時間がかかりますので、特に「市立⇒道立」の変更につきましてはご注意ください。最初に出願した高校への手続きは保護者の方に出向いて頂きたいと思います。

- ・道立高校⇒市立高校での出願変更の場合、出願変更先の高校へ新しく作成した願書等を提出することになりますが、中学校から郵送することもできます。また、保護者の方が、最初に出願した高校と出願変更先の高校へ同日に行き、手続きすることもできます。
- ・手続きに要する費用(郵送料)は、出願者の負担となります。保護者の方が高校へ出向く際、郵送料は切手でのお支払いをお願いします。道立⇒道立への出願変更は490円、道立⇒市立または市立⇒道立は460円、市立⇒市立は530円となります。

どこからどこへの変更か	手続きに必要な書類
道立→道立／市立→市立	出願変更願のみ(同一高校内での学科、コース変更も同様)
市立→道立	出願変更願、還付願(納付書を使用した場合)、道立用入学願書(市立高校のWeb申請を取り下げ、道立高校のWeb申請。A4版2枚の片面印刷)、収入証紙(購入)
道立→市立	出願変更願、検定料の還付について、市立用入学願書のWeb申請をしA4版1枚の片面印刷、入学手数料納付書(振込の必要な方のみ)

※ 裏面もあります。

出願変更について

札幌市立宮の丘中学校

1. 一般の場合

※令和8年1月27日（火）～2月2日（月）の期間。時間は9：00～16：30。

ただし、2月2日のみ16：00まで。

- (1) 出願者は、当初出願した高等学校、学科にかかわらず、同じ課程（全日制・定時制）の他の高等学校、または他の学科に1回出願変更することができる。（清田高校・平岸高校内における専門コース↔普通コースの出願変更を含む。）また、市立札幌大通高校においては、各部相互の出願変更が認められる。
- (2) 当初出願した学校の中で出願変更する場合は、第1志望を変更しなければならない。（第2志望・第3志望のみの変更はできない）
- (3) 推薦出願については出願変更を認めない。

2. 特別の場合

※当初出願先高校・出願変更先高校の高等学校長の判断により、選抜に支障のない限り認められる（場合によっては、3月に入ってからも認められる）。

(1) 当初の出願先が全日制普通科の場合

出願後に保護者の住所が他学区に移った場合、新住所の全日制普通科または通学可能な他の全日制の学科に出願変更できる（出願変更しない場合は、普通科では%枠の適用を受ける）。

(2) 全日制の普通科以外の学科の場合

出願後、保護者の住所移転に伴い、新住所の高校に出願変更しようとする場合、当初出願した全日制課程の高校に出願変更できる。ただし、全日制課程の普通科に出願変更する場合は、移転後の住所が移転前の住所と異なる学区の場合のみできる。（普通科における学区をまたぐ変更は%枠の適用を受ける）

(3) 当初の出願先が全日制の場合（全学科に適用される）

保護者の転勤（内定）などに伴い、令和8年4月7日（火）までに住所移転が確定な場合に出願変更できる。この場合、転勤（内定）証明書などの事情を証明する書類が必要となる。

また、出願後において特別な事情が生じた場合は、定時制への出願変更が認めら

れる（経済的事情が基本になるが、特別な事情に該当するかどうかの判断は、中学校・当初出願先高校・出願変更先高校の協議による）。

(4) 当初の出願先が定時制の場合

出願後において、就職の決定（内定を含む）または保護者の住所移転に伴い、他の高校の定時制に出願変更しようとする場合、学科を変更することができる。

3. 具体例（他のケースもあります）

◆で き る◆

[同一課程であればできる]

全 日 制 ⇄ 全 日 制

※清田高校・平岸高校内における
専門コース ⇄ 普通コースの出願
変更を含む

定 時 制 ⇄ 定 時 制

※大通高校内における各部相互の
出願変更を含む。

◆でき ない◆

[異なる課程はできない]

定 時 制 ⇒ 全 日 制

（全 日 制 ⇒ 定 時 制）
※全日→定時は特別の場合のみ
できる。